

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月15日 福井地方法務局武生支局 登記官 大鹿和之

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2101-2025-0230	南条郡南越前町二ツ屋57字宅地一番2番
2101-2025-0231	南条郡南越前町二ツ屋57字宅地一番14番2
2101-2025-0232	南条郡南越前町二ツ屋57字宅地一番14番3
2101-2025-0233	南条郡南越前町二ツ屋66字瀬戸谷一番3番2
2101-2025-0234	南条郡南越前町二ツ屋74字朽洞口7番
2101-2025-0238	南条郡南越前町二ツ屋107字二瀬中川2番